

別表1 ものづくり研究開発支援事業

事業名	事業内容	助成対象者	助成対象経費	助成率及び助成限度額
ものづくり研究開発支援事業	ものづくり産業の競争力強化のため、新商品・新技術の研究開発等に取り組む事業	中小企業者（県内に主たる事務所を置くものに限る。以下この表において同じ。）及び中小企業者のグループ	<p>① 研究開発費：原材料費、工具器具・備品費（改良費・保守費含む。）、産業財産権導入経費、試験・検査費、委託費（外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、設計費、調査研究費等）</p> <p>② 謝金・旅費：専門家謝金、専門家旅費、従業員等の旅費</p> <p>③ 研究開発に伴うその他経費：会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、備品借上料、通訳料、翻訳料、原稿料</p> <p>※ 販路開拓経費は、助成対象としない。</p>	<p>助成率は助成対象経費の2分の1以内とし、助成限度額は2,000千円とする。</p> <p>※ 工具器具・備品費（改良費・保守費含む。）分は1,000千円以内とする。</p>

別表2 プラン公募型起業家誘致事業

事業名	事業内容	助成対象者	助成対象経費	助成率及び助成限度額
<p>プラン公募型起業家誘致事業</p>	<p>以下の要件を満たすビジネスプランについて選定委員会が適当と認めた事業</p> <p>① 富山県内で補助対象事業を行うこと。</p> <p>② 新規性及び成長性のある独創的な商品・ノウハウ・アイデアなどを活用して、新商品・新サービスの研究開発及びその事業化を行うビジネスプラン</p>	<p>創業者等</p>	<p>① 研究開発費：原材料費、工具器具・備品費（改良費・保守費含む）、産業財産権導入経費、試験・検査費、委託費（外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、設計費、調査研究費等）</p> <p>② 謝金・旅費：専門家謝金、専門家旅費、従業員等の旅費</p> <p>③ 事業運営費：構築物費・店舗改装費、原材料・仕入高、委託費、人件費（新規雇用者のみ、かつ申請する事業費全体の20%以内）</p>	<p>助成率は助成対象経費の2分の1以内とし、助成限度額は下記のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造業・建設業 2,000千円</li> <li>・ その他 1,000千円</li> </ul> <p>※ 工具器具・備品費（改良費・保守費含む。）分は、製造業・建設業の場合 1,000千円以内、その他の場合 500千円以内とする。</p> <p>※ 構築物費・店舗改装費分は、製造業・建設業の場合 1,000千円以内、その他の場合 500千円以内とする。</p>

別表3 観光ビジネス支援事業

事業名	事業内容	助成対象者	助成対象経費	助成率及び助成限度額
観光ビジネス支援事業	<p>北陸新幹線の敦賀開業や空港、高速道路網など「北陸の十字路」としての交通基盤の充実に関連して行う次の事業</p> <p>① 新商品・新サービスの開発に係る事業</p> <p>② 国内外からの観光客等への対応に係る事業</p> <p>③ その他県内産業の活性化に寄与する事業として選定委員会が適当と認めた事業</p>	<p>中小企業者（県内に主たる事務所を置くものに限る。以下この表において同じ。）及び中小企業者のグループ</p>	<p>① 企画開発費：原材料費、工具器具・備品費（改良費・保守費含む。）、産業財産権導入経費、試験・検査費、委託費（外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、設計費、調査研究費等）</p> <p>② 謝金・旅費：専門家謝金、専門家旅費、従業員等の旅費</p> <p>③ 事業運営費：構築物費・店舗改装費</p> <p>④ その他経費：会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、備品借上料、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、原稿料</p>	<p>助成率は助成対象経費の2分の1以内とし、助成限度額は1,000千円とする。</p> <p>※ 工具器具・備品費（改良費・保守費含む。）分は500千円以内とする。</p> <p>※ 構築物費・店舗改装費分は500千円以内とする。</p>

別表 4 販路開拓挑戦応援事業

事業名	事業内容	助成対象者	助成対象経費	助成率及び助成限度額
<p>販路開拓挑戦応援事業</p>	<p>県外又は国外の見本市・展示会等への出展、市場調査、広報、海外マーケティング等の取り組みにおける下記の事業（県外については「北陸の十字路」関連を優先）</p> <p>① 展示会、見本市、商談会への出展</p> <p>② 市場調査に関する活動（国外のみ対象） ※ 事業完了後に提出する実績報告書には、市場調査結果を取りまとめた資料を必ず添付すること。</p> <p>③ 広報に関する活動（国外のみ対象）</p>	<p>中小企業者（県内に主たる事務所を置くものに限る。以下この表において同じ。）及び中小企業者のグループ</p>	<p>① 見本市等出展経費：小間料、小間装飾料、展示物輸送料</p> <p>② 謝金・旅費：専門家謝金、専門家旅費、従業員等の旅費</p> <p>③ その他経費：会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、備品借上料、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、原稿料、委託費</p> <p>※ 販売を主たる目的とする見本市・展示会等は、助成対象としない。</p>	<p>助成率は助成対象経費の3分の1以内とし、助成限度額は下記のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県外分 250千円</li> <li>※ ただし、首都圏（東京、神奈川、千葉、埼玉）の展示会等に出展する場合は 350千円</li> <li>・ 国外分 500千円</li> <li>※ 県外分との組合せ可、ただし、県外分の限度額は上記のとおり</li> </ul>

別表5 小さな元気企業応援事業

事業名	事業内容	助成対象者	助成対象経費	助成率及び助成限度額
<p>小さな元気企業応援事業</p>	<p>小規模企業における下記の要件を満たす県外・国外向け販路開拓、新商品・新技術開発、事業活動を支える人材育成事業</p> <p>(1) 2社以上の小規模企業の連携によるもの 又は (2) 商工団体の経営指導や専門家派遣を受けた事業計画に基づく事業でかつ意見書が添付されているもの</p> <p>※ 具体的な対象事業については下記のとおり</p> <p>① 販路開拓事業</p> <p>イ 展示会の開催又は見本市への参加 県外、国外において行う販路開拓のための展示会等への参加</p> <p>ロ 市場調査に関する活動(国外のみ対象)</p> <p>※ 事業完了後に提出する実績報告書には、市場調査結果を取りまとめた資料を必ず添付すること。</p> <p>ハ 広報に関する活動(国外のみ対象)</p> <p>ニ ホームページの製作・改良</p> <p>② 新商品・新技術の研究開発に係る事業</p> <p>③ 人材育成事業 各種研修、講習、発表会等の開催又は参加(県主催の事業への参加費用は除く。)、副業・兼業人材の活用</p> <p>④ その他選定委員会が適当と認める事業</p>	<p>小規模企業者(県内に主たる事務所を置くものに限る。以下同じ。)及び小規模企業者のグループ</p>	<p>① 設備整備費：試作品開発に必要な機械装置、構築物(簡易なもの)</p> <p>② 研究開発費：原材料費、工具器具・備品費(改良費・保守費含む。)、産業財産権導入経費、試験・検査費、委託費(外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、設計費、調査研究費等)</p> <p>③ 謝金・旅費：専門家謝金、講師謝金、専門家旅費、従業員等の旅費</p> <p>④ 見本市等出展経費：小間料、小間装飾料、展示物輸送料</p> <p>⑤ その他経費：会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、備品借上料、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、原稿料、委託料</p> <p>※ 販売を主たる目的とする見本市・展示会等は、助成対象としない。</p> <p>※ 設備整備費の「機械装置」は主に建物に固定され容易に移動できないものとし、移動可能なものは研究開発費の「工具器具・備品費」の区分とする。</p>	<p>助成率は助成対象経費の2分の1以内とし、助成限度額は500千円とする。</p> <p>※ 設備整備費分は250千円以内とする。</p> <p>※ 工具器具・備品費(改良費・保守費含む)分は250千円以内とする。</p> <p>※ ①販路開拓事業イに関する分は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県外分 250千円</li> <li>※ ただし、首都圏(東京、神奈川、千葉、埼玉)の展示会等に出展する場合は350千円</li> <li>・ 国外分 500千円</li> </ul> <p>※ 県外分との組合せ可、ただし、うち県外分の限度額は上記のとおり</p>

別表6 地域資源活用事業

事業名	事業内容	助成対象者	助成対象経費	助成率及び助成限度額
<p>地域資源活用事業</p>	<p>産地の技術や農林水産品、観光資源等、富山県の地域資源を有効に活用して行う事業</p> <p>※具体的な対象事業については下記のとおり</p> <p>① 富山県が指定する地域資源を活用し、新商品・新サービスを開発しようとする事業</p> <p>② 上記①と合わせて行う販路開拓の事業</p> <p>イ 展示会の開催又は見本市への参加</p> <p>ロ 市場調査に関する活動(国外のみ対象)</p> <p>※ 事業完了後に提出する実績報告書には、市場調査結果を取りまとめた資料を必ず添付すること。</p> <p>ハ 広報に関する活動(国外のみ対象)</p> <p>ニ ホームページの製作・改良</p> <p>③ その他選定委員会が適当と認める事業</p>	<p>中小企業者(県内に主たる事務所を置くものに限る。以下この表において同じ。)及び中小企業者のグループ</p>	<p>① 研究開発費：原材料費、工具器具・備品費(改良費・保守費含む。)、産業財産権導入経費、試験・検査費、委託費(外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、設計費、調査研究費等)</p> <p>② 謝金・旅費：専門家謝金、講師謝金、専門家旅費、従業員等の旅費</p> <p>③ 見本市等出展経費：小間料、小間装飾料、展示物輸送料</p> <p>④ その他経費：会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、備品借上料、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、原稿料、委託料</p> <p>※ 販売を主たる目的とする見本市・展示会等は、助成対象としない。</p>	<p>助成率は助成対象経費の2分の1以内とし、助成限度額は5,000千円とする。</p> <p>※ 工具器具・備品費(改良費・保守費含む。)分は1,000千円以内とする。</p>

別表7 農商工連携推進事業

事業名	事業内容	助成対象者	助成対象経費	助成率及び助成限度額
<p>農商工連携推進事業</p>	<p>「稼げる農林水産業」を実現するため、中小企業者等と農林漁業者とが連携し、双方の経営資源を活用して行う事業</p> <p>※ 具体的な対象事業については下記のとおり</p> <p>① 中小企業者等と農林漁業者が連携し、新商品・新サービスを開発しようとする事業</p> <p>② 上記①と合わせて行う販路開拓の事業 イ 展示会の開催又は見本市への参加 ロ 市場調査に関する活動(国外のみ対象)</p> <p>※ 事業完了後に提出する実績報告書には、市場調査結果を取りまとめた資料を必ず添付すること。</p> <p>ハ 広報に関する活動(国外のみ対象) ニ ホームページの製作・改良</p> <p>③ その他選定委員会が適当と認める事業</p>	<p>中小企業者(県内に主たる事務所を置くものに限る。)若しくは創業者又は自ら事業を行うNPO等(県内に主たる事務所を置くものに限る。)と農林漁業者(県内で事業を営むものに限る。)との連携体</p>	<p>① 研究開発費:原材料費、工具器具・備品費(改良費・保守費含む。)、産業財産権導入経費、試験・検査費、委託費(外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、設計費、調査研究費等)</p> <p>② 謝金・旅費:専門家謝金、講師謝金、専門家旅費、従業員等の旅費</p> <p>③ 見本市等出展経費:小間料、小間装飾料、展示物輸送料</p> <p>④ その他経費:会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、備品借上料、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、原稿料、委託料</p> <p>※ 販売を主たる目的とする見本市・展示会等は、助成対象としない。</p>	<p>助成率は助成対象経費の3分の2以内とし、助成限度額は2,000千円とする。</p> <p>※ 工具器具・備品費(改良費・保守費含む。)分は1,000千円以内とする。</p>

別表8 防災・減災、感染症対策促進事業

事業名	事業内容	助成対象者	助成対象経費	助成率及び助成限度額
防災・減災、感染症対策促進事業	防災・減災、感染症対策を推進することにより、災害時にも事業活動が継続的に行うための強靱化の取組み	事業継続計画を策定している中小企業者（県内に主たる事務所を置くものに限る。以下この表において同じ。）及び事業継続力強化計画の認定を受けている中小企業者	<p>① 設備整備費：自家発電・蓄電に必要な機械装置、構築物（簡易なもの）の整備費等（改修費含む。）</p> <p>② 設備移設費：動力源設備および製造ラインの最適配置・再配置・集約に必要な移設費等</p> <p>③ 感染症対策設備費：換気設備の導入、IT/テレワーク環境整備費、感染症対策を兼ねた熱中症対策等</p> <p>※ 設備整備費の「機械装置」は主に建物に固定され容易に移動できないものとする。</p> <p>※ 感染症対策を兼ねた熱中症対策については、消耗品も対象とする。（例：冷感機能のある衣類やマスクなど）</p>	助成率は助成対象経費の2分の1以内とし、助成限度額は1,000千円とする。



別表9 見本市等共同出展事業

事業名	事業内容	助成対象者	助成対象経費	助成率及び助成限度額
見本市等共同出展事業	<p>県外の見本市・展示会等にワンチームとして共同出展し、受注獲得を目指す事業</p> <p>※ 見本市・展示会等において、県内ものづくり産業の魅力集積等について、広報を行うこと。</p>	<p>組合等（県内に主たる事務所を置くものに限る。）又は中小企業者（県内に主たる事務所を置くものに限る。）のグループ</p> <p>※共同出展する企業が15社以上のものに限る。</p> <p>※構成員のうち、中小企業者の割合が2/3以上であること。</p>	<p>① 見本市等出展経費：小間料、小間装飾料、展示物輸送料</p> <p>② 旅費：従業員等の旅費</p> <p>③ その他経費：会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、備品借上料、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、原稿料、委託費</p> <p>※ 販売を主たる目的とする見本市・展示会等は、助成対象としない。</p>	<p>助成率は助成対象経費の2分の1以内とし、助成限度額は5,000千円とする。ただし、下限額は3,000千円とする。</p>